

日 薬 発 第 280 号
令和 3 年 2 月 26 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会長 山本 信夫

**新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドラインの一部改訂および
「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（業種別ガイドライン）」への
掲載について**

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本会では新型コロナウイルス感染症対策として、薬局向けガイドラインを
作成し、本会ホームページで公表しておりましたが、1月5日付で乳幼児・小児
への新型コロナウイルス感染防止対策を追加するなど、同ガイドラインの一部
改訂を行いました。

また、同ガイドラインについては、2月19日付で内閣官房の新型コロナウイルス
感染症対策ホームページに掲載されている「業種ごとの感染拡大予防ガイ
ドライン一覧（業種別ガイドライン）」へ掲載されています。

つきましては、貴会会務ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、引き続き本
ガイドラインの周知並びに同ガイドラインを活用した感染対策の徹底につき、
貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

- 新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン（令和 3 年 1 月 5
改訂）

日本薬剤師会ホームページ > 日本薬剤師会の活動 > 災害対策・感染
症対策 > 新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン

URL : <https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline.pdf>

- 「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（業種別ガイドライン）」
内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策ホームページ > 「業種ごとの
感染拡大予防ガイドライン一覧（業種別ガイドライン）」

URL : <https://corona.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン

令和2年9月 28 日作成

令和 3 年 1 月 5 日改訂

日 本 薬 剤 師 会

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年 12 月以降、複数の症例が報告され、令和 2 年 1 月には本邦での初症例が確認された。

以降、水際での対策、まん延防止、医療の提供等が講じられてきたところではあるが、令和 2 年 9 月 15 日現在、国内では累計約 76,000 人の感染者、約 1,500 人の死亡者が確認されている。

この新型コロナウイルス感染症は、発症前後の時期に最も感染力が高いことと、罹患しても約 8 割が軽症で経過すると報告がされている。薬局においては、無症状若しくは自覚症状が乏しい感染者が来局することが想定されることから、濃厚接触等によるクラスター化を防ぐためにも着実な感染対策が求められる。

こうした状況を踏まえ、日本薬剤師会では薬局における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るため、本ガイドラインを作成した。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 2 年 3 月 28 日(同 5 月 25 日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)によると、新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴が挙げられている。

- 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前 2 日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という 3 つの条件(以下「三つの密」という。)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。
- 世界保健機関(World Health Organization: WHO)によると、現時点において潜伏期間は 1-14 日(一般的には約 5-6 日)とされており、また、厚生労働省では、これ

までの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。

- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。
- ・ 日本における報告(令和2年4月30日公表)では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

(一部省略して掲載)

また、同基本的対処方針では医療機関及び高齢者施設等の設置者において、

- 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
- 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
- 手洗い・手指消毒の徹底、
- パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
- 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
- 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、

などの対策に万全を期することとされている。

こうした基本的対処方針の内容を踏まえ、次項では薬局における具体的な新型コロナウイルス感染症対策をまとめている。

3. 薬局における具体的な新型コロナウイルス感染症対策

(1) 職員の健康管理・感染防止

① 職員の健康管理

職員に対して、勤務外においても密閉空間・人が密集する場所・密接な場面を避けるよう指導するとともに、勤務前に検温を行うなどの対策を講じる必要がある。

また、職員（及び職員の同居者）に発熱（37.5℃以上の場合、または 37.5℃未満でも平熱よりも明らかに高い場合）や感染が疑われる場合、風邪様症状がある場合、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触がある場合などは、薬局の管理者に報告するよう指導し、その職員は出勤を行わない。職員（及び職員の同居者）が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合は、薬局の管理者へ報告させ、出勤を行わないことはもちろん、地域の保健所へ連絡を取り、指示に従うといった対応が必要である。

② 職員の感染防止対策

職員には業務中はもちろんのこと、日常からのマスクの着用を指導し、飛沫感染対策を講じる。また、日常からの手洗いやアルコール消毒など手指衛生の徹底についても指導し、接触感染対策を講じるとともに白衣等のユニフォーム類はこまめに洗濯すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者との接触状況を速やかに把握するために、職員に対して厚生労働省が作成する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）※や地域の通知サービスの利用を指導するといった対応が必要である。

なお、薬局業務内での感染対策については、「(3) 薬局内での感染対策」を参照のこと。

※ 「6. 参考資料」に同アプリの概要等の URL を掲載しています。

(2) 来局者・取引業者等への対応

① 来局者への対応

来局者には、来局時の手指消毒の徹底を求めるとともに、マスクの着用を求め、接触・飛沫感染対策を求めることが必要となる。また、有症状者がいる可能性を考慮し、なるべく、身体的距離（1m）を確保する。

② 取引先等への対応

取引先等との対面での面会は極力避けることが必要となる。対面での面会

が必要となる場合は、取引先等にマスクの着用、手指衛生の徹底を求め、来局時には検温するなど、必要最低限の面会に留めることが必要となる。

(3) 薬局内での感染対策

① 調剤室、投薬カウンター

調剤室、投薬カウンターなどで職員・患者等の手が触れる部分につき、定期的に適切な手法で消毒を行う。

また、投薬カウンターには熱源から離す等の防火対策を講じた上でパーテーション・防護シート等を設置し、飛沫感染対策を図るとともに、職員・患者間、患者・患者間につき、適切な距離をとり、服薬指導を実施するなどの対応が求められる。(例:座席位置、着座位置の工夫、列での足型の配置など)

② 患者待合室、OTC 販売スペース等

発熱患者が来局した場合の対応につき、他の患者との接触を避けるために動線や時間を分けるなどといった対策を予め講じる必要がある。

患者待合室、OTC 販売スペース等においても職員・患者等の手が触れる部分につき、定期的に適切な手法で消毒を行う。

薬局の入り口には、手指消毒用アルコールの設置を図り、来局時の手指消毒の徹底を来局者に求める。

患者待合室内では、マスクの着用の呼びかけ・掲示、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)[※]や地域の通知サービスの利用の呼びかけなどを行うとともに、患者同士が密接にならないよう、床面や椅子などに印をつけるなど、患者同士が適切な距離を保てる工夫などを行う必要がある。

薬局内の換気については、法令を遵守した機械換気が設備されている場合は、常時活用するとともに、適宜、入り口や窓などの開放、換気扇の使用などにより、2 方向からの換気を講じる。

※「6. 参考資料」に同アプリの概要等の URL を掲載しています。

③ 職員休憩室などその他の場所

職員休憩室(バックヤード)などにおいても、職員の手が触れる部分につき、定期的に適切な手法で消毒を行う。

また、休憩時間をずらす、休憩室への入室人数を制限する、休憩時においてもマスクを着用し間隔を空けるなど、休憩や食事等の時に職員が密集しないよう配慮を行うとともに、換気を講じる。

(4) その他

① 使用済みマスク等の廃棄

薬局で排出された使用済みのマスクなどは、地方自治体の指導などを参考に、感染対策をとった上で適切に廃棄することが必要である。

また、鼻水や唾液などが付いたごみについては、ビニール袋に入れて密閉して縛るとともに、作業者はマスクや手袋を着用すること。

② 最新情報の収集・共有化

国、地方自治体、薬剤師会等からの各種通知など、最新の情報を常に把握することが必要である。また、最新の情報は職員間で共有を図り、薬局内や地域での感染対策に活用することが望ましい。

③ 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課／医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に基づき、時限的・特例的に電話等を用いた服薬指導等が実施されている。

同連絡に基づき、薬局では必要に応じて、電話等を利用した服薬指導の実施など対応を講じる必要がある。

こうした薬局での具体的な新型コロナウイルス感染症感染対策については、薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【第二版】(別紙1)として、取りまとめた上で、日本薬剤師会ホームページでも公表している。

また、乳幼児・小児への感染防止対策については、基本的には成人の場合とほぼ同様であるが、成人とは体格や行動が異なることから、「薬局での乳幼児・小児への新型コロナウイルス感染防止対策」として、別紙2のとおり、取りまとめた。本ガイドラインと併せて乳幼児・小児への感染防止対策を講じる必要がある。

4. みんなで安心マークの掲出

日本薬剤師会では、患者さんが安心して薬局に来局できるよう、感染防止対策を徹底している薬局に対して、『新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施薬局 みんなで安心マーク』を発行している。

本会が作成する同マークについては、「薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【第二版】」及び「薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」(項目は別紙3を参照)の全ての項目を実践していることを自己確認の

上、同マークとともに「薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を掲出することで使用が可能となっている。



みんなで安心マーク



薬局内における新型コロナウイルス
感染症対策チェックリスト

同マークは、本会会員・非会員を問わずに発行可能なので、本ガイドラインに沿った取り組みをしている薬局では、チェックシートとチェックリストを確認の上、同マークを掲出することが望ましい。

日本薬剤師会ホームページ みんなで安心マーク発行ページ

URL: https://entry.nichiyaku.or.jp/anshin_mark/anshin_top.html

5. おわりに

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いが、高齢者や基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されている。

薬局では、発症直後の陽性者や自覚症状が乏しい若しくは症状がない感染者が来局する可能性もあり、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある来局者への感染拡大を未然に防ぐためにも、感染防止対策の徹底に努める必要がある。

薬局では本ガイドラインなどを活用の上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底をお願いしたい。

6. 参考資料

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 2 年 3 月 28 日(同 5 月 25 日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報(日本薬剤師会ホームページ)
<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/virus.html>

別紙1

薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシート

【第二版】

令和2年4月21日作成

令和2年8月28日最終改訂

◆ 最新情報の収集・共有化

- ☐ 国、地方自治体、薬剤師会等から常に最新の情報を入手し（ホームページ等を活用）、薬局内で共有している。

◆ 職員の健康管理

- ☐ 密閉空間・人が密集する場所・密接な場面を避けている。
- ☐ 職員に毎日2回（朝・夕）の検温を実施し、37.5℃以上の発熱がある場合、もしくは発熱がない場合でも風邪症状など体調がすぐれない場合は、薬局管理者に報告し、出勤しない。
- ☐ 職員の同居者がPCR陽性者となった場合、薬局の管理者に直ちに連絡し、その職員は出勤しない。地域の保健所へ連絡を取り指示に従う。
- ☐ 職員がPCR陽性者となった場合、その職員は出勤しない。
薬局の管理者は直ちに地域の保健所へ連絡を取り指示に従う。

◆ 職員の感染防止

- ☐ 手洗い、うがいなど職員の感染防止対策を適切なタイミング、方法で実施している。なお、手洗い後は、布タオル、ハンドドライヤーは使用しない。
- ☐ サージカルマスク等を着用し、飛沫感染防止の対策をとっている。

◆ 外来者、取引先等との面会

- ☐ 対面での面会を出来るだけ避けている。
- ☐ 対面で面会が必要な場合は取引業者などにマスクの着用、手指衛生の実施を指導している。

◆ 施設・設備の感染防止

【調剤室、投薬カウンター】

- ☐ カウンターのパーテーション・防護シート等飛沫感染防止の対策をとっている。

- ☐ 投薬カウンターで患者同士の適切な距離を取るようになっている。
- ☐ 投薬カウンター等で患者と適切な距離を保ち指導等を行う。
- ☐ 手が触れる部分を適切なタイミング、方法で消毒を行っている。

【患者待合室、OTC 販売スペース等】

- ☐ 発熱患者とそれ以外の動線を分ける、他の患者との接触を避けるといった対策を実施している。
- ☐ 薬局の入り口に手指消毒用アルコールなどを設置している。
- ☐ 入り口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど2方向で適時換気を行っている。
- ☐ 患者同士の適切な距離を取るよう床・椅子などに印をつける等行っている。
- ☐ 待合室内でのマスク着用の呼びかけ及び掲示を行なっている。
- ☐ 手が触れる部分を適切なタイミング、方法で消毒を行っている。

【職員休憩室などその他の場所】

- ☐ 適切な頻度で換気している。
- ☐ 職員が密集しないよう配慮している。
- ☐ 休憩・食事の時は、職員が集中しないよう時間と距離を離すなど配慮している。
- ☐ 手が触れる部分を適切なタイミング、方法で消毒を行なっている。

【その他】

- ☐ マスクなどは地方自治体等の指導に沿って、適切な廃棄方法などを講じている。

薬局での乳幼児・小児への新型コロナウイルス感染防止対策

令和3年1月5日
日本薬剤師会

- 薬局の入口から受付・待合・投薬カウンターに至るまで小児同士の接触を避けるために発熱者等の動線や来局時間を分けるなどといった対応を講じる。
- 患者待合室では小児同士の距離をとるために座席等の間隔を設け、向かい合わないようにする。
- 小児用の遊戯室は閉鎖するか、使用する場合は小児が入れ替わるたびに消毒を行う。^{ほふく} 匍匐する乳幼児等が使用した場合は床面を消毒する。
- 患者待合室での本、玩具、遊具は撤去するか、設置する場合は使用するたびに消毒する。
- 小児は薬局のいたるところを触るので、ドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネルなど、重点的に適切な頻度でエタノール（76.9～81.4vol%）か次亜塩素酸ナトリウム溶液（0.05%）で消毒する。
- 小児が嘔吐した場合は、マスク、手袋等を適切に使用し、速やかに吐物処理を行う。また、感染源が拡散するのを防ぐために消毒を行う。

別紙3

薬局内における新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト

1. 職員に対して、サージカルマスク等の着用、手指衛生を適切に実施している。
2. 職員に対して、毎日（朝、夕）の検温等の健康管理を適切に実施している。
3. 職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じている。
4. 患者、取引業者等に対して、マスクの着用、手指衛生の適切な実施を指導している。
5. 発熱患者への対応として、時間的または空間的に動線を分け、他の患者との接触を避けるなどの対策を講じている。
6. 受付・服薬指導時における感染予防策（遮蔽物の設置等）を講じている。
7. 患者間が一定の距離を保てるよう必要な措置を講じている。
8. 薬局共用部分、共有物等の消毒、換気等を適時、適切に実施している。
9. マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じている。